3 沖労委平成28年(不)第1号事件

	1 19620 T (117) 37	1 2 3 11							
	申立人(組合)				被申立人(使用者)				
当事者	X ₁ 組合 組合員数:約11,000人				Y法人				
	X₂組合 組合員数:1人 (申立て			(時)	業種:医療、福祉				
					従業員数:20人				
申立年月日	平成28年1月5日 終結4			終結年	月日	平成29年3月30日			
所要日数	451日			終結区	区分	全部救済			
審査状況	調査回数	5回	審	問回数		1回 和解協議回数 —		_	
審査委員	宮尾 尚子	参与委員	(労)	與那覇	栄蔵	(使)宮城 諝			
	1 X ₂ 組合のA執行委員長に対する平成27年4月7日付け懲戒処分をなかったものと								
請求する	すること								
救済の内容	2 A執行委員長に対する平成27年6月賞与に関する査定の見直し及びその結果算出さ								
	れた賞与額の支払								
	3 謝罪文の掲示								
	労働組合法第7条 該当号					第1号、第3号			
ハキャップ:Fゥエビ									

当事者の主張の要旨

【申立人】

法人が、平成27年1月に入居者が発熱した経緯がX₂組合のA執行委員長の注意義務違反にあるとして、同人に懲戒処分を科したが、処分事由とした事実に誤りがあること、また、他の職員は処分されていないことから、不当な処分である。

また、法人は、平成27年6月賞与に係る人事考課において、A執行委員長のみ不当に最低の評価を し、行事不参加を理由とする不当な減額を行った結果賞与を支給しなかった。

法人によるこれらの行為は、労組法第7条第1号及び同条第3号の不当労働行為に該当する。

【被申立人】

A執行委員長に対する懲戒処分は、同人が注意義務を怠ったことにより入居者を生命の危険に陥らせたことが理由であり、正当な処分である。A執行委員長は他の職員へ責任を転嫁してばかりで、一切謝罪や反省もしていない。

また、A執行委員長に対する賞与不支給は、同人の勤務態度不良等により人事考課の評価結果が著しく低かったこと、さらに同人が行事に参加しなかったため、行事不参加に伴い賞与から一定額を減額する法人の規定に基づき減額したことよるものである。

法人によるこれらの行為は、労組法第7条第1号及び同条第3号の不当労働行為に該当しない。

経過及び主文

【経過】

平成28年1月5日の申立て後、委員調査を5回、審問を1回実施し、平成29年3月9日第374回公 益委員会議において命令を決定の上、同月30日に命令書を交付し、本件は終結した。

【主文】

- 1 被申立人は、申立人X₂組合組合員Aに対して行った平成27年4月7日付け懲戒処分を取り消すとともに、同人に対し、同懲戒処分によって減額された給与相当額を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、平成27年6月の上記Aに対する賞与について、被申立人の賞与の計算式により、 掛率を1.1、支給率及び査定率を100パーセントとして算出して得た額を、行事不参加の回数に応 じた減額を行うことなく、同人に対し、支払わなければならない。
- 3 被申立人は、本命令書を受領した日から15日以内に、別紙記載の内容を、縦80センチメートル 横55センチメートル (新聞紙2頁大)の白紙に、楷書かつ黒色インクにて明瞭に記載し、施設の 正面玄関の職員が見やすい場所に、10日間掲示しなければならない。(別紙は割愛)